

掲載日	令和6年8月20日（火）
担当	島根県 土木部 道路維持課 実原
TEL	0852-22-5187
メール	douroiji@pref.shimane.lg.jp

県道 大社日御碕線の道路崩落による全面通行止めについて（第五報）

令和6年7月9日（火）に道路崩落し、全面通行止めとなっている箇所において、地権者様のご厚意、ご協力により、8月11日（日）から私有地を活用し、日御碕地区住民等の指定車両に限定した通行が可能となっております。

このたび、調査ボーリング等の土質調査や検討が整い、一般車両（大型車両※を除く）が通行可能（片側交互通行）なルートが決定し、9月中旬の完成を目指して工事着手しておりますので、下記のとおりお知らせします。

今回も調査や施工にあたっては、災害協定に基づき、（一社）島根県測量設計業協会、（一社）島根県出雲地区建設業協会の皆様にご協力をいただいております。ご尽力に対しましてあらためて感謝申し上げます。

記

1. 措置の概要

- ・9月中旬の工事完成後、観光客等を含む一般車両（大型車両※を除く）の通行（片側交互通行）が可能となります。

2. 今後の対応

- ・9月中旬の完成を目指して工事着手しておりますので、今後、詳細な工程を調整し「供用開始日」が分かり次第、改めてお知らせします。
- ・大型車両※が通行可能な仮設迂回道路の整備については、現在、ルート設計を進めており、今後の見込み等が分かり次第、改めてお知らせします。

※大型車両とは、「車両総重量8t以上または最大積載量5t以上」の車両をいう。



図. 観光客等を含む一般車両（大型車両を除く）の通行が可能なルート